

第 3 回公立北部医療センター整備協議会資料

公立北部医療センター基本構想の
策定について

令和 3 年 3 月 25 日

公立北部医療センター整備協議会事務局

基本構想(素案) パブコメ資料(1/27 協議会時点)	修正案
<p>第2章 公立北部医療センターの必要性及び役割と機能</p> <p>2 公立北部医療センターの役割</p> <p>(1)基幹病院としての役割</p> <p>公立北部医療センターは、北部医療圏において高度急性期及び急性期医療を担う唯一の医療施設として北部医療圏の特性に応じた地域医療や高度医療を持続的に担うとともに、充実した指導体制及び研修体制を確立し、若手医師のキャリアパスを用意するなど、地域医療の担い手となる医師を始めとする医療従事者の育成に取り組みます。</p> <p>また、地域医療支援病院として、公立北部医療センターと北部医療圏の全ての病院及び診療所との間で、患者の紹介、転院等の地域連携、診療情報の提供及び各種医療情報の共有等の地域医療に関するネットワークを構築し、北部医療圏内における地域完結型の医療提供体制を構築します。</p> <p>併せて、高齢者人口の増加に対応し、北部地域の実情にあった「地域包括ケアシステム」の深化・推進を含め、すべての世代を対象とした保健・介護・福祉分野など地域との連携に取り組んでいきます。</p> <p>(2)公立病院としての役割</p> <p>公立北部医療センターは、県及び北部12市町村が設置する公的医療機関として、災害医療及び感染症医療等の法令等に位置づけられた医療、離島・へき地医療、救急医療、小児医療、周産期医療等の北部医療圏の民間病院では実施することが困難な医療を提供するなど公立病院としての役割を果たします。</p> <p>第3章 公立北部医療センターにおける医師等の確保</p> <p>1 公立北部医療センターにおける医師確保のための施策</p> <p>公立北部医療センターにおいて地域完結型の医療提供体制を構築していくため、必要な医師をどのように確保するかが重要な課題となります。</p> <p>このため、県立北部病院と北部地区医師会病院からの転籍者により、従来の医療を継続して確保することを前提として、医師の新規採用や琉球大学病院との連携、沖縄県が実施する医師確保のための施策を活用して、開院時に必要な医師の確保を図っていくこととします。</p> <p>以下その内容について説明します。</p>	<p>第2章 公立北部医療センターの必要性及び役割と機能</p> <p>2 公立北部医療センターの役割</p> <p>(1)基幹病院としての役割</p> <p>公立北部医療センターは、北部医療圏において高度急性期及び急性期医療を担う唯一の医療施設として北部医療圏の特性に応じた地域医療や高度医療を持続的に担うとともに、充実した指導体制及び研修体制を確立し、若手医師のキャリアパスを用意するなど、地域医療の担い手となる医師を始めとする医療従事者の育成に取り組みます。</p> <p>また、地域医療支援病院として、公立北部医療センターと北部医療圏の全ての病院及び診療所との間で、患者の紹介、転院等の地域連携、診療情報の提供及び各種医療情報の共有等、<u>ICT(双方向)を含めた</u>地域医療に関するネットワークを構築し、北部医療圏内における地域完結型の医療提供体制を構築します。</p> <p>併せて、高齢者人口の増加に対応し、北部地域の実情にあった「地域包括ケアシステム」の深化・推進を含め、すべての世代を対象とした保健・介護・福祉分野など地域との連携に取り組んでいきます。</p> <p>(2)公立病院としての役割</p> <p>公立北部医療センターは、県及び北部12市町村が設置する公的医療機関として、災害医療及び感染症医療等の法令等に位置づけられた医療、離島・へき地医療、救急医療、小児医療、周産期医療等の北部医療圏の民間病院では実施することが困難な医療を提供するなど公立病院としての役割を果たします。</p> <p>第3章 公立北部医療センターにおける医師等の確保</p> <p>1 公立北部医療センターにおける医師確保のための施策</p> <p>公立北部医療センターにおいて地域完結型の医療提供体制を構築していくため、必要な医師をどのように確保するかが重要な課題となります。</p> <p>このため、県立北部病院と北部地区医師会病院からの転籍者により、従来の医療を継続して確保することを前提として、医師の新規採用や琉球大学病院との連携、沖縄県が実施する医師確保のための施策を活用して、開院時に必要な医師の確保を図っていくこととします。</p> <p><u>また、医師の定着に向け、柔軟な人事制度の構築による人事交流や派遣研修などの仕組みを構築します。</u></p> <p><u>その他、医師の働き方改革への対応や、子育てしながら勤務しやすい環境の整備などに取り組み、魅力ある病院を整備します。</u></p> <p>以下<u>に</u>、<u>医師確保</u>の内容について説明します。</p>

基本構想(素案) パブコメ資料(1/27 協議会時点)	修正案
<p>(3)県の医師確保施策の活用</p> <p>イ 琉球大学医学部地域枠医師養成事業</p> <p>琉球大学医学部地域枠医師養成事業により、北部及び県内離島地域に勤務する医師を60～70名程度確保することが可能となり、このうちの3分の1程度の医師を公立北部医療センターに配置します。</p> <p>公立北部医療センターでは、高度医療等を提供する450床程度の急性期病院として、他の医療機関と連携し、地域枠の医師が地域医療に従事しながらも自らの専門性を高めることができる、魅力ある研修(勤務)環境を提供します。</p> <p>2 その他医療従事者の確保</p> <p>(1)看護師</p> <p>公立北部医療センターにおいて高度急性期及び急性期を中心とした医療を提供する看護体制を整えるため、県立病院及び北部地区医師会病院から看護師の転籍者を募るほか、公立北部医療センターの開院前から、センターに勤務する看護師を計画的に採用し、県立病院で研修すること等について、実施主体も含め仕組みの構築に取り組みます。</p> <p>また、院内外での看護教育の充実を図るとともに、特定の領域において高い専門性を持つ専門看護師や認定看護師等の育成に取り組むなど、看護師がその技術を高め、キャリアに応じて力を発揮できる環境を構築します。</p> <p>加えて、子育てしながら勤務しやすい環境の整備などに取り組み、魅力ある病院を整備します。</p> <p>そのほか、県立北部病院が担ってきた機能を公立北部医療センターでも継続的、安定的に提供できるよう、県は、開院から3年間で限度として職員を派遣します。なお、公立北部医療センターの安定的な運営を確保するため、なお必要があると認められる場合には、その期間を延長します。派遣に際しては、県と派遣先の間で締結する協定書において、給与等は県の規程に基づき算定される額を支給すること等を定めることにします。</p>	<p>(3)県の医師確保施策の活用</p> <p>イ 琉球大学医学部地域枠医師養成事業等</p> <p>琉球大学医学部地域枠医師養成事業や指定診療科(外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科及び小児科など)の医師確保のための修学資金貸与事業により、北部及び県内離島地域に勤務する医師を、不足する診療科の医師も含め60～70名程度確保することが可能となり、このうちの3分の1程度の医師を公立北部医療センターに配置します。</p> <p>公立北部医療センターでは、高度医療等を提供する450床程度の急性期病院として、他の医療機関と連携し、地域枠の医師が地域医療に従事しながらも自らの専門性を高めることができる、魅力ある研修(勤務)環境を提供します。</p> <p>2 その他医療従事者の確保</p> <p>(1)看護職員</p> <p>公立北部医療センターにおいて高度急性期及び急性期を中心とした医療を提供する看護体制を整えるため、県立病院及び北部地区医師会病院から看護職員の転籍者を募るほか、公立北部医療センターの開院前から、センターに勤務する看護職員を計画的に採用し、県立病院で研修すること等について、実施主体も含め仕組みの構築に取り組みます。</p> <p>また、院内外での研修の充実を図るとともに、特定の領域において高い専門性を持つ専門看護師や認定看護師等の育成に取り組むなど、看護職員がその技術を高め、キャリアに応じて力を発揮できる環境を構築します。</p> <p>加えて、子育てしながら勤務しやすい環境の整備などに取り組み、魅力ある病院を整備します。</p> <p>そのほか、県立北部病院が担ってきた機能を公立北部医療センターでも継続的、安定的に提供できるよう、県は、開院から3年間で限度として職員を派遣します。なお、公立北部医療センターの安定的な運営を確保するため、なお必要があると認められる場合には、その期間を延長します。派遣に際しては、県と派遣先の間で締結する協定書において、給与等は県の規程に基づき算定される額を支給すること等を定めることにします。</p>

基本構想(素案) パブコメ資料(1/27 協議会時点)	修正案
<p>(2)医療技術員 薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師及び管理栄養士等の医療技術員については、県立病院及び北部地区医師会病院からの転籍者を募り確保しますが、不足が見込まれる医療技術員や新たに設置する診療科等に対応する医療技術員については、看護師と同様に開院前からの計画的な採用と県立病院での研修などにより必要人数の確保を図ります。</p> <p>また、医療技術員の人材育成の観点から、資格取得・維持のための研修等の充実や支援を行います。</p> <p>加えて、子育てしながら勤務しやすい環境の整備などに取り組み、魅力ある病院を整備します。</p> <p>なお、県立北部病院が担ってきた機能が公立北部医療センターで継続的、安定的に提供できるよう体制を整えるため、医療技術員についても、県は、開院から3年間を限度として職員を派遣します。なお、公立北部医療センターの安定的な運営を確保するため、なお必要があると認められる場合には、その期間を延長します。派遣に際しては、県と派遣先の間で締結する協定書において、給与等は県の規程に基づき算定される額を支給すること等を定めることにします。</p> <p>3 医療従事者が成長する環境の整備(人・物への投資) (1)琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)の設置・運営 公立北部医療センター内に新たに琉球大学病院のサテライト教室として地域医療教育センター(仮称)の設置を進めます。同センターには、必要な診療科の教授、准教授などの指導医やスタッフを配置し、公立北部医療センターの指導医と一体になって、専攻医、研修医及び医学生の指導を行います。【再掲】</p> <p>また、地域医療教育センター(仮称)を通じ、大学等と連携した看護師特定行為研修などの看護教育を実施し、北部医療圏における看護職員のキャリア形成にも資する環境を整えます。</p>	<p>(2)医療技術員 薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師及び管理栄養士等の医療技術員については、県立病院及び北部地区医師会病院からの転籍者を募り確保しますが、不足が見込まれる医療技術員や新たに設置する診療科等に対応する医療技術員については、看護職員と同様に開院前からの計画的な採用と県立病院での研修などにより必要人数の確保を図ります。</p> <p>また、医療技術員の人材育成の観点から、資格取得・維持のための研修等の充実や支援を行います。</p> <p>加えて、子育てしながら勤務しやすい環境の整備などに取り組み、魅力ある病院を整備します。</p> <p>なお、県立北部病院が担ってきた機能が公立北部医療センターで継続的、安定的に提供できるよう体制を整えるため、医療技術員についても、県は、開院から3年間を限度として職員を派遣します。なお、公立北部医療センターの安定的な運営を確保するため、なお必要があると認められる場合には、その期間を延長します。派遣に際しては、県と派遣先の間で締結する協定書において、給与等は県の規程に基づき算定される額を支給すること等を定めることにします。</p> <p>3 医療従事者が成長する環境の整備(人・物への投資) (1)琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)の設置・運営 公立北部医療センター内に新たに琉球大学病院のサテライト教室として地域医療教育センター(仮称)の設置を進めます。同センターには、必要な診療科の教授、准教授などの指導医やスタッフを配置し、公立北部医療センターの指導医と一体になって、専攻医、研修医及び医学生の指導を行います。【再掲】</p> <p>また、地域医療教育センター(仮称)を通じ、大学等と連携した看護師特定行為研修などの継続教育を実施し、北部医療圏における看護職員のキャリア形成にも資する環境を整えます。</p>

基本構想(素案) パブコメ資料(1/27 協議会時点)	修正案
<p>(4) <u>看護師</u>や医療技術員等の<u>養成</u> 院内外での<u>看護教育</u>の充実を図るとともに、特定の領域において高い専門性を持つ専門看護師や認定看護師等の育成に取り組むなど、<u>看護師</u>がその技術を高め、キャリアに応じて力を発揮できる環境を構築します。【再掲】</p> <p>また、公立北部医療センターが大学・専門学校と連携し、院内において病院職員への研修・講習を実施するほか、病院職員を看護師養成機関に指導者(教員等)として派遣することにより、指導力の向上等を図るための取組を検討します。 医療技術員の人材育成の観点から、資格取得のための研修等の充実や支援を行います。【再掲】 その他、公立北部医療センターでは、実習室を設置し、看護学生や研修生を受け入れ実習指導を行うとともに、地域の医療機関等からの研修受け入れなども実施し、地域医療を担う<u>看護師</u>や医療技術員等の人材の育成に取り組めます。</p> <p>第5章 公立北部医療センターの整備 2 公立北部医療センター整備の概要 (1)建設予定地 公立北部医療センターの建設予定地は、①農業大学校移転後の敷地、②名護商業高校跡地、③名桜大学周辺用地(名護市有地)の3候補地の中から検討し、適切な交通アクセスが確保出来ること、将来の増改築にも対応できる面積を有すること、自然災害に強い土地であることなど、予定地の現状及び課題等を十分に精査した上で選定します。(参考資料参照) (※パブリックコメント終了後、3候補地の中から選定した場所を示す予定)</p> <p>(10)施設整備にあたっての留意事項 キ 院内保育所 公立北部医療センターの医師、<u>看護師</u>、医療技術員、事務職等の職員が子育てをしながら安心して働き続けられるように、病院敷地内に院内保育所を整備します。</p>	<p>(4) <u>看護職員</u>や医療技術員等の<u>人材育成</u> 院内外での<u>研修</u>の充実を図るとともに、特定の領域において高い専門性を持つ専門看護師や認定看護師等の育成に取り組むなど、<u>看護職員</u>がその技術を高め、キャリアに応じて力を発揮できる環境を構築します。【再掲】 <u>薬剤師においては、専門性を生かした良質な医療を提供するという社会的要請に応えるため、高度な薬物療法等について知識・技能を備えた薬剤師を養成するための支援を行います。</u></p> <p>また、公立北部医療センターが大学・専門学校と連携し、院内において病院職員への研修・講習を実施するほか、病院職員を看護師養成機関に指導者(教員等)として派遣することにより、指導力の向上等を図るための取組を検討します。 医療技術員の人材育成の観点から、資格取得のための研修等の充実や支援を行います。【再掲】 その他、公立北部医療センターでは、実習室を設置し、看護学生や研修生を受け入れ実習指導を行うとともに、地域の医療機関等からの研修受け入れなども実施し、地域医療を担う<u>看護職員</u>や医療技術員等の人材の育成に取り組めます。</p> <p>第5章 公立北部医療センターの整備 2 公立北部医療センター整備の概要 (1)建設予定地 <u>公立北部医療センターの建設予定地は、交通アクセス、将来の増改築にも対応できる面積を有すること、自然災害に強い土地であること等を踏まえ、●●●●(住所:名護市●●●●)とします。</u></p> <p>(10)施設整備にあたっての留意事項 キ 院内保育所 公立北部医療センターの医師、<u>看護職員</u>、医療技術員、事務職等の職員が子育てをしながら安心して働き続けられるように、病院敷地内に院内保育所を整備します。</p>